



平成27年2月24日

各 位

会 社 名 コムテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮 田 良 嗣
(コード：9657、JASDAQ)
問合せ先 取締役常務執行役員 戒 能 勢津雄
(TEL. 03-5419-5551)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議のお知らせ

当社は、平成27年1月30日付け「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記I.②において定義いたします。）の取得に係る各議案につきまして、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成27年3月24日まで整理銘柄に指定された後、同年3月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、本件プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを設け、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付いたします。なお、伊倉佳紀氏、アサヒ商事有限会社及びY Iホールディングス株式会社（以下「Y Iホールディングス」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更（上記I.①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記I.①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、上記I.②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリース「I.1.種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会の議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリース「I.2.全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生日

上記I.①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認決議をもって、本日その効力が発生しております。また、上記I.②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、平成27年3月30日をもってその効力が発生いたします。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得（上記Ⅰ.③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記Ⅰ.③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る内容は、本件プレスリリース「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記Ⅰ.③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、上記Ⅰ.②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成27年3月30日（以下「取得日」といいます。）をもってその効力が発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、会社法第171条第1項並びに上記Ⅰ.①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を219,428分の1株の割合をもって交付いたします。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をY Iホールディングスに売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に930円（Y Iホールディングスが平成26年10月31日から同年12月15日まで行った当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成27年2月24日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（上記I.①）の効力発生日	平成27年2月24日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における整理銘柄への指定	平成27年2月24日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における売買最終日	平成27年3月24日（火）
当社普通株式のJASDAQ市場における上場廃止日	平成27年3月25日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（上記I.②）の効力発生日	平成27年3月30日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（上記I.③）の効力発生日	平成27年3月30日（月）

以 上